

ごみ処理基本計画（第5期）の策定について

1 ごみ処理基本計画とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、本市域内の一般廃棄物の適正な処理を行うため策定する計画である。

(参考) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 本市におけるごみ処理基本計画の策定経緯

H 6. 3 「ごみ処理基本計画（第1期）」策定

4 ●半透明ごみ袋を導入 ■戸室新保埋立場の開設

H11. 3 ■西部リサイクルプラザの開設

4 ●全市域でペットボトルの分別収集を実施

7 ■東部リサイクルプラザの開設

H12. 3 「ごみ処理基本計画（第2期）」策定

H13. 4 ●全市域で容器包装プラスチックの分別収集を実施

H15. 7 ●粗大ごみの有料戸別収集を実施

■戸室リサイクルプラザの開設

H17. 3 「ごみ処理基本計画（第3期）」策定

H18. 10 ●埋立場の一部搬入規制を実施（産業廃棄物：紙屑・繊維屑）

H20. 1 ●埋立場の一部搬入規制を実施（産業廃棄物：木屑・廃石膏ボード）

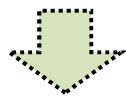
H22. 3 「ごみ処理基本計画」（第4期）策定

H24. 3 ■西部環境エネルギーセンター
新工場開設

H24. 4 ●容器包装プラスチック、小型家電等の分別方法を変更

H25. 7 ●スーパーマーケットの資源ごみ回収拠点7か所を開設

H25. 10 ●生ごみリサイクルシステム「ベジタくる〜ん」開始



第4期計画の実施状況を整理し、第5期計画を策定

3 第4期計画の主要目標と課題（参考資料「目標値と実績」を参照）

○ごみの減量化 【目標】H20年度に対して、H36年度までに10%減量

H25年度中間目標値 約181,000t 実績 約176,000t

ごみ総量は、中間目標値以上に減少したが、事業系のごみは景気動向に左右される側面もあり、最近2年間は増加傾向にある。

○資源化の推進 【目標】H27年度までに資源化率を25%に引き上げる

H25年度中間目標値 約18% 実績 約12%

紙類の集団回収量やオフィスペーパーリサイクル量が目標を下回ったことによる。また、H27年度から実施を計画していた焼却灰の再生利用も、コスト面の課題があり実施を見送っている。

○上記にかかる市民・事業者等との協働、意識啓発について

「53ダイエットネットワーク」の継続的な活動や、町会や婦人会、学校等への出前講座、エコフェスタなどの啓発イベントを展開してきたほか、新しい取り組みとして生ごみの減量に向けたダンボールコンポスト推進講座などを実施した。

○今後の課題

- ① 将来を見据えて、効率的なごみ処理体制を構築するための、**新たな減量・資源化目標の設定**
- ② **資源化率向上のための新たな施策展開**
- ③ 地球温暖化対策の推進と大規模災害への備え
- ④ 市民・事業者との協働と適切な役割分担の確保

4 ごみ処理基本計画（第5期）策定スケジュール

